

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	5歳児健康診査事業	拡充	予算額 5,010 千円 << 284 >>千円
事業期間	平成23年度 ~		財源内訳 国庫支出金 2,352 千円 県支出金 0 千円 地方債 0 千円 その他 0 千円 一般財源 2,658 千円
根拠法令要綱等	母子保健法 発達障害者支援法		

【事業の目的・概要・対象】

<目的・対象>

子どもの言葉の理解や社会性が発達する5歳児を対象に健診を実施し、発達の遅れ等を早期に発見するとともに生活習慣や保護者の困り感を把握し、特性に合わせた支援を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

<概要>

- (1) 一次健診：5歳児の保護者に質問票を送付、回答内容に基づき二次健診対象者を選定
- (2) 二次健診：一次健診で支援が必要と判断された児に対し医師による発達（行動・理解等）に関する診察を実施。実施方法は以下の2パターン
 - ①園健診：5歳児健診の協力医が園医を務める園で内科健診と合わせて園で診察を実施
 - ②相談会：その他在園児、在宅児等には対象者に案内を通知し、こどもセンター「のびのび相談会」で診察と専門相談を実施。
- (3) 診察結果に基づき、必要な支援を継続実施
 ※フォロー体制：心理士等の専門職との個別相談、医療機関の紹介、教育委員会との連携

<拡充（見直し）内容>

- (1) 健診対象者を全5歳児に拡大し、事業名を変更（4歳児発達支援相談事業→5歳児健康診査事業）することで、母子保健衛生費国庫補助金の活用を図る。
- (2) 従事する会計年度任用職員（保健師）人件費を他事業（こども家庭センター事業）から移管し、補助金の有効活用を図る。
- (3) 二次健診（園健診）については、従来、各保育園が施設側負担で実施する園健診の際、医師の厚意により無料で実施してもらっていたが、これを改め、医師への報償費を計上
- (4) 二次健診（相談会）における児の身体的機能の評価を実施するため作業療法士1名を新たに雇用
- (5) 本事業で雇用する専門職（医師・心理士・言語聴覚士・作業療法士）への報償費単価を、県内他自治体の状況を踏まえて改定

【母子保健事業における位置づけ】

妊娠期から就学までの切れ目のない支援

ステージ	妊娠期	新生児・乳児期						幼児期 (就学へ)					
		出生	2月	4月	6月	8月	10月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
健康診査	妊産婦健診	1か月児健診		乳児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診		5歳児健診			
その他 母子保健事業	産後ケア	赤ちゃん訪問		離乳食教室		親子あいあい広場		栄養相談・乳幼児すくすく健康相談					
	ことばと心の相談室												
	（注：上記の支援は、産後ケア、赤ちゃん訪問、離乳食教室、親子あいあい広場、ことばと心の相談室は、1歳から6歳まで実施）												

【背景】

令和7年度までの「4歳児発達支援相談事業」では、協力園の児童のみが対象で、全5歳児には実施できず、公平性に課題があった。そのため、こども家庭庁の5歳児健診推進施策及び補助金要件の緩和を契機に、全数実施に見直す。5歳児健診に切り替えることで、保護者と直接面談し発達特性を共有する機会を増やし、スムーズな就学支援につなげる。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	山下 真波	問合せ先	0957-54-9100（内線170）

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)	
①	5歳児健康診査実施率 (※R7までは4歳児発達支援相談事業として実施)	計画値	%	86.2	87.4	100	100	100
②		計画値						

【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)	
①	医療機関受診や母子保健事業の利用につながった割合	計画値	%	63.8	80	80	80	80
②		計画値						

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	94	93	284	5,010	5,010	5,010	15,502
国庫支出金	0	0	0	2,352	2,352	2,352	7,056
県支出金	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	9	9	284	2,658	2,658	2,658	8,276
人件費	6,099	3,105	3,891	3,929	3,929	3,929	24,881
職員(人)	0.82人	0.40人	0.48人	0.50人	0.50人	0.50人	3.20人
時間外勤務(h)	68h	98h	200h	200h	200h	200h	966h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	6,193	3,198	4,175	8,939	8,939	8,939	40,383

妥当性 (市の関与)	母子保健法13条に基づき市町村が実施する健康診査事業であり、市の関与は妥当である。発達障害の早期発見・支援拡充を目的に、こども家庭庁の施策として「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業にてR5年度より補助が開始となった。
有効性 (施策貢献度)	親と子の健康増進のために必要な事業である。
効率性 (コスト)	母子保健法に基づく事業として適正に健康診査を実施するため、一定のコスト負担が必要である。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり